

# 労使協定方式 要領第6の5

## 労働者派遣イメーシングラボ



★参考例2  
派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定 要領第6の5

★参考例1  
マージン率などの情報について 要領第4の4

派遣登録  
派遣の仕事をしたい

派遣依頼  
労働者を派遣してほしい

派遣労働者

派遣元

派遣先

登録者  
スキルアップ

★参考例4  
待遇に関する事項等の説明 要領第6の10

★参考例3-4  
教育訓練と福利厚生施設の情報提供 要領第5の2(3)

派遣料金の交渉 要領第5の2(4)

★参考例5  
派遣可能期間の制限に抵触する日の通知 要領第5の2(2)

※無期雇用・60歳以上等  
期間制限の例外の場合は除く

★参考例6  
派遣契約の締結 要領第5

コーディネート

派遣労働者であることの明示(同意) 要領第6の

★参考例7  
雇入れ時の待遇情報の明示・説明 要領第6の10(2)

雇用契約の締結(労働条件の明示)

★参考例8  
就業条件の明示 要領第6の13  
派遣料金の明示 要領第6の14  
★参考例9  
派遣時の待遇情報の明示・説明 要領第6の10

★参考例10  
派遣先通知 要領第6の15

★参考例11  
離職後1年以内の旨の通知 要領第7の10

※該当者の場合のみ  
(60歳以上の定年退職者を除く)

派遣就業の開始

★参考例12  
派遣元管理台帳の作成 要領第6の20

★参考例13  
派遣先管理台帳の作成 要領第7の12

派遣労働者の求めに応じて  
労使協定の内容を決定する  
に当たって考慮した事項等の  
説明 要領第6の10(4)

★参考例14  
就業状況の報告 要領第7の12(4)

雇用安定措置  
キャリアアップ措置

直接雇用の依頼  
(派遣労働者が希望する場合)

募集情報の提供

抵触日

※ 要領第●の●は、労働者派遣事業について厚生労働省が示している「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の説明箇所です。なお、当該要領については、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご確認ください。